

日本における木材業界の取り組みの現状と今後の課題

クリストフ・オビジンスキー (Krystof Obidzinski)
国際林業研究センター (CIFOR)

違法伐採対策推進国際セミナー
横浜、2007年12月3~5日

要約

森林犯罪、つまり違法伐採や違法木材貿易は、アジア太平洋地域そして世界規模で、引き続き重大な影響を及ぼしている。統計データは多くの場合、議論の余地のあるものであるが、熱帯地域で生産されている木材のかなりの部分が、今なお違法なものであるという点は、一般に受け入れられている事実である。違法伐採は多くの重大な影響を及ぼす。違法伐採は結果的に生産国の収益を大きく下げることとなり、また、森林劣化や森林破壊をまねく大きな要因でもある。しかし、違法、すなわち悪とするわけにはいかない。重要なのは、木材生産国の僻地の人々にとって重要な収入源として正当化するだけの多くの根拠がある「必要に駆られた」違法伐採と、かたや完全な犯罪である「欲に駆られた」違法伐採とを明確に区別することである。

今日までに5つのイニシアチブが、違法伐採問題への取り組みとして展開されている。すなわち、1) 従来法の執行、2) 認可/法的証明、3) グリーン購入政策、4) 自主的パートナーシップ合意、5) 地域プロセスと多国間プロセス、である。ここ数年では、違法伐採に対する法執行が特に強化されている。しかし、その効果はなかなか出ていない。様々な認証団体が、木材を追跡する手段の提供や加工・流通管理 (CoC) の評価を行っているために、認証という考え方が賛同を得つつある一方で、様々な制約にも直面している。それは特に、異なる認証の仕組みが拡がり、統一の国際基準が存在しないためである。グリーン購入政策は、合法木材製品の需要を喚起するために政府が用いる主な手法である。日本やEU構成国のいくつかの政府は、この政策に特に力を入れており、日本の尽力と貢献は際立っている。日本はグリーン購入法を導入したが、そこには「合法性 (Goho)」が評価基準として盛り込まれ、証明法も明記されており、その方針に従って、すでにかかなりの数の業界団体や木材会社が証明を受けている。これが大きな進歩であることは明らかである。ただ、木材を扱う日本の民間部門では、木材の合法性証明を実施する際に依然として高い自主性が発揮されており、法の厳格性についてはなお疑問の余地がある。そうであっても大局的に見れば、日本はG8フォーラムにおいて違法伐採問題の緊急性を強調する上で、依然、主導的立場にある。また、気候変動緩和問題の触媒的存在、また貢献者として大きな役割を担ってもいる (京都議定書、REDD (森林減少・劣化に起因する温暖化ガスの排出とその抑制方策))。そして、アジア太平洋地域における森林ガバナンス

の情報交換基盤である AFP（アジア森林パートナーシップ）の重要な支援国でもあり続けている。

違法伐採問題に取り組む中で、今日までにいくつかの成果が生まれ、現在も有益なプロセスが進行中ではあるものの、日本や他の熱帯林材輸入国（G8 フォーラムを含む）が、これから検討しなければならない重大な課題が山積している。第一に、生産国において多くの人々が生活のために非公式の木材部門に従事しているため、そうした地域社会が合法的に木材を生産し、主要な木材市場に出荷できるような合法的手段を見出す支援をすることが重要である。第二に、生産国における森林法執行の有効性を高める必要がある。これには、森林法執行機関の能力強化（専門組織化）を支援することが求められる。第三に、森林関連企業の業務がすべて合法的であることを保証するためには、企業の透明性と説明責任に関する基準や要件をより高くする必要がある。日本に期待されるのは、王子製紙や日本製紙の模範的行動を業界全体に拡大することである。第四に、中国やインドで急騰している木材需要に後押しされた木材貿易の世界的自由化は、日本における木材貿易の規制強化を実行する上で厳しい試練となるであろう。最後に、森林投資への資金提供を行っている銀行が財務デューディリジェンスを強化する必要がある（日本はこうした投資の主要な資金提供元）。というのも、木材の合法性という観点から、森林プロジェクトの実行可能性を評価できる適切な森林専門家が銀行にはいない場合が多いからである。